

## 訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

### 【不登法Ⅳ】

| 頁数  | 問題番号                  | 誤   | 正 |
|-----|-----------------------|---|---|
| 262 | 64-11<br>右記のと<br>おり変更 | ○<br>仮登記を命ずる処分は1筆の土地の一部についても発することができるが、直ちに仮登記を申請することはできず、前提として、代位により分筆登記を行う必要がある。なお、出題当時は、他の肢との関係から本肢を「×」として全体の正解肢としていたものと考えられる。しかし、そうすると問題文の「その範囲を明らかに」するとは、たとえば、単に「東側○○平方メートル」というものではなく、「分筆登記を行う」ということを意味するものと解さざるを得なくなるが、これはあまりに不自然であるため、ここでは、「○」を正解とする。 |   |